

広島県告示第百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、県営青原住宅、県営西山本住宅、県営下大町住宅、県営上安住宅、県営安佐住宅、県営緑丘住宅、県営梅林住宅、県営城山住宅、県営別所住宅、県営虹山住宅、県営高陽住宅及び県営あさひが丘住宅並びに県営青原住宅駐車場、県営西山本住宅駐車場、県営下大町住宅駐車場、県営上安住宅駐車場、県営安佐住宅駐車場、県営緑丘住宅駐車場、県営梅林住宅駐車場、県営城山住宅駐車場、県営別所住宅駐車場、県営虹山住宅駐車場、県営高陽住宅駐車場及び県営あさひが丘住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	名 称	住 所	委託した年月日 (委託期間)
	広島県ビルメンテナンス協同組合	広島市西区己斐本町二丁目一九番三号	平成二十七年三月六日 (平成二十七年四月一日 ～平成三十三年三月二日)